

一般社団法人 電気化学界面シミュレーションコンソーシアム
定 款

平成 2 9 年 1 1 月 2 5 日作成

一般社団法人電気化学界面シミュレーションコンソーシアム

定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人電気化学界面シミュレーションコンソーシアムと称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、電気化学界面シミュレーションにおける共通基盤技術の研究成果につき、電気化学デバイスの研究開発に携わる技術者及び研究者への普及をはかり、基礎研究からものづくりの現場で利用可能なシミュレーション技術基盤における知見・問題等について情報交換を行い、電気化学界面シミュレーションの進展及び関連産業の発展に寄与すると共に、当法人の会員に共通する利益をはかることを目的とし、次の事業を行う。

1. チュートリアル事業
2. 研究会開催事業
3. 研究動向調査事業
4. 前各号に附帯する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示してする。

第2章 会 員

(種別)

第5条 当法人の会員は、社員、法人会員、個人会員及び特別会員とし、社員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

- (1) 社員 当法人の目的に賛同し、一般法人法上の社員として、当法人の運営に携わる法人、団体もしくは個人
- (2) 法人会員 当法人の目的に賛同して入会した法人、団体
- (3) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した大学及び公的研究機関の研究者
- (4) 特別会員 当法人の事業の推進をはかるため、社員総会において推薦された国の行政機関、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人

(入会)

第6条 社員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、社員総会の承認を必要とする。

2 法人会員又は個人会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長の承認を必要とする。

3 法人又は団体たる社員、法人会員は、法人又は団体の代表者として 当法人に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という)を定め、会長に届け出なければならない。

4 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、社員総会の決議により別に定める経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は法人である会員が解散したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、理事の過半数の決定を経て当会員に除名の決議を行う社員総会の1週間前までにその旨を通知するとともに、同総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。社員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第15条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、事前に理事の互選により定めるものとする。

。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(員数)

第20条 当法人の理事は、5名以内とする。

2 理事のうち、1名を会長とし、一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第21条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠あるいは増員として選任された理事の任期は、前任者あるいは他の在任理事の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(会長・職務権限)

第23条 当法人は、会長1名を置き、理事の互選により定める。

2 会長は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員の報酬等)

第24条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 計 算

（事業年度）

第26条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日まで
に会長が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変
更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、
会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収
入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第6章 附 則

（最初の事業年度）

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成30年12月31
日までとする。

（設立時の役員）

第29条 当法人の設立時の理事は、次のとおりである。

設立時理事	千田範夫
設立時理事	大谷実
設立時理事	古賀良太

（設立時代表理事）

第30条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。


設立時代表理事 千田範夫

(設立時社員の氏名及び住所)

第 31 条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

[Redacted]

千田範夫

[Redacted]

大谷実

[Redacted]

古賀良太

(法令の準拠)

第 32 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に伴う。

(事業年度変更に伴う経過措置)

第 32 条 本定款第 26 条の改正に伴い、2026 年 4 月 1 日から新事業年度とする。

2 前項の改正により、2026 年 1 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までを特別事業年度とする。

以上のとおり、一般社団法人電気化学界面シミュレーションコンソーシアム設立のため、設立時社員千田範夫、大谷実及び古賀良太の定款作成代理人である司法書士中下祐介は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 29 年 1 月 25 日

[Redacted]

設立時社員 千 田 範 夫

[Redacted]

設立時社員 大 谷 実

[Redacted]

設立時社員 古 賀 良 太

上記設立時社員 3 名の定款作成代理人

[Redacted]

司法書士 中 下 祐 介